

東京都児童福祉審議会 第6回専門部会 (子育て家庭を地域で支える仕組みづくり) 資料集

【目次】

○子育て短期支援事業 (ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トワイライトステイ) ……	1
○平成28年度ショートステイ事業実施状況 ……	2
○ショートステイ事業の拡充 ……	3
○要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ……	5
○区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び 子供家庭在宅サービス事業実施状況 ……	6
○児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】 ー平成28年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書ー ……	7
○平成28年度子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 実施状況 ……	9
○とうきょうチルミルの創設 ～保育グランパ・グランマを増やす～ ……	10
○子供の貧困対策支援事業 ……	11
○子供食堂推進事業 ……	12
○子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業) 概要 ……	13
○区市町村別子育てひろば(地域子育て支援拠点) 実施箇所数 ……	14
○在宅子育てサポート事業 ……	16
○赤ちゃん・ふらっと事業 ……	17
○障害児通所支援 事業所の設置状況 ……	19
○医療的ケアが必要な障害児への支援 ……	20
○医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況 ……	21
○子育て世代包括支援センターの全国展開 ……	22
○都内区市町村における子育て世代包括支援センターの実施状況 ……	23
○子育て世代包括支援センターの設置運営について(国通知) ……	24
○子供手帳モデルの検討について ……	29
○各分野連携の取組事例(①豊島区 ②町田市) ……	31

子育て短期支援事業(ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トワイライトステイ)

	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	夜間養護等(トワイライトステイ)事業																														
事業開始	平成7年度(現行の負担割合での実施は平成26年度から)	平成27年度	平成7年度(現行の負担割合での実施は平成26年度から)																														
制度	国制度	国制度を基本とした都の独自事業(上乘せ事業)	国制度																														
実施主体	区市町村	区市町村	区市町村																														
概要	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育・保護を行う。	保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと区市町村が判断した場合等に、一定期間、実施施設において児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うことにより、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、地域における支援体制を確立することで、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることを目的とする。	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において預かり、生活指導、食事の提供等を行う。																														
対象児童	下記の事由に該当する家庭の児童(0歳～18歳未満)又は母子等 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ・育児不安など身体上又は精神上的の事由 ③出産・看護・自己・災害・失踪など家庭養育上の理由 ④冠婚葬祭・転勤・出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合	下記の事由に該当する家庭の児童(0歳～18歳未満) ①児童の保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の課題がある場合 ②不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合	下記の事由に該当する、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童(0歳～18歳未満) ①保護者の仕事等の理由により養育することが困難となった場合 ②その他緊急の必要がある場合																														
保護期間	7日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	14日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	夜間(概ね午後10時まで)・宿泊、休日																														
実施施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設																														
保護者負担	区市町村ごとに決定(1泊平均3,000円前後)	無料(都と区市町村が負担)	区市町村ごとに決定(1日平均1,500円前後)																														
補助制度(運営費)	子ども・子育て支援交付金(国1/3、都1/3、区市町村1/3) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)</td> <td>8,63千円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児(1日当たり)</td> <td>4,72千円</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護の母親(1日当たり)</td> <td>1,2千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8,63千円	2歳以上児(1日当たり)	4,72千円	緊急一時保護の母親(1日当たり)	1,2千円	子供家庭支援区市町村包括補助事業(補助率1/2) ※宿泊に係る経費については7日目までは子ども・子育て支援交付金にて補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートステイ支援員配置(1施設当たり)</td> <td>6,042千円</td> </tr> <tr> <td>*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)</td> <td>8,63千円</td> </tr> <tr> <td>*2歳以上児(1日当たり)</td> <td>4,72千円</td> </tr> <tr> <td>通園、通学に係る費用(1日当たり)</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>保護者負担に係る費用(1日当たり)</td> <td>対象経費の実出費額</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	ショートステイ支援員配置(1施設当たり)	6,042千円	*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8,63千円	*2歳以上児(1日当たり)	4,72千円	通園、通学に係る費用(1日当たり)	2千円	保護者負担に係る費用(1日当たり)	対象経費の実出費額	子ども・子育て支援交付金(国1/3、都1/3、区市町村1/3) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本分(1日当たり)</td> <td>0,9千円</td> </tr> <tr> <td>宿泊分(1日当たり)</td> <td>0,9千円</td> </tr> <tr> <td>休日預かり事業(1日当たり)</td> <td>2,01千円</td> </tr> <tr> <td>児童の送迎の実施(1か所当たり)</td> <td>61,71千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	基本分(1日当たり)	0,9千円	宿泊分(1日当たり)	0,9千円	休日預かり事業(1日当たり)	2,01千円	児童の送迎の実施(1か所当たり)	61,71千円
	補助基準額																																
2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8,63千円																																
2歳以上児(1日当たり)	4,72千円																																
緊急一時保護の母親(1日当たり)	1,2千円																																
	補助基準額																																
ショートステイ支援員配置(1施設当たり)	6,042千円																																
*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8,63千円																																
*2歳以上児(1日当たり)	4,72千円																																
通園、通学に係る費用(1日当たり)	2千円																																
保護者負担に係る費用(1日当たり)	対象経費の実出費額																																
	補助基準額																																
基本分(1日当たり)	0,9千円																																
宿泊分(1日当たり)	0,9千円																																
休日預かり事業(1日当たり)	2,01千円																																
児童の送迎の実施(1か所当たり)	61,71千円																																
平成29年度実施	23区26市2町	3区1市	11区7市																														

平成28年度ショートステイ事業実施状況

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所			その他
1	千代田区	1	1				2	129	
2	中央区	1	1				2	20	
3	港区	1					3	186	
4	新宿区	1				1	26	575	
5	文京区	1				1	4	335	
6	台東区	1				1	5	77	
7	墨田区	1	1			1	7	55	
8	江東区			1			3	751	
9	品川区				1		5	77	
10	目黒区		1				5	50	
11	大田区			2			7*1	447	
12	世田谷区	1	1	2			7+2室	1,024	
13	渋谷区	1				1	9	107	
14	中野区	1		1			2+3室	578	
15	杉並区	1	1				8	886	
16	豊島区		1			1	2	32	
17	北区		1				5	30	
18	荒川区	1		1			3	262	
19	板橋区		1			1	7	1,455	
20	練馬区	1	1	1			12	923	
21	足立区		1			1	18	1,347	
22	葛飾区		1				5	255	
23	江戸川区			1		1	3	299	
特	別区計	13	12	9	1	0	9	145+5室	9,900

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所			その他
24	八王子市		1				2	11*2	604
25	立川市		1				3	282	
26	武蔵野市		2				4	87	
27	三鷹市		1				3	107	
28	青梅市	1	1				10*3	432	
29	府中市		1	1		1	12	207	
30	昭島市					1	9	61	
31	調布市		1		1		10	1,780	
32	町田市		1				6	494	
33	小金井市		1				2	75	
34	小平市		1				4*4	166	
35	日野市		1				3	149	
36	東村山市		1				4*4	10	
37	国分寺市		1				4*4	11	
38	国立市		1				2	100	
39	福生市	1	1				10*3	41	
40	狛江市		1				2	55	
41	東大和市					1	3	0	
42	清瀬市		1				2	449	
43	東久留米市		1				2	213	
44	武蔵村山市						-	0	
45	多摩市		1			1	7	61	
46	稲城市		1				1	31	
47	羽村市	1	1				10*3	194	
48	あきる野市	1	1				10*3	135	
49	西東京市		1				2	170	
市	計	4	24	1	1	1	5	138	5,914

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所			その他
50	瑞穂町	1	1				10*3	279	
51	日の出町	1	1				5*3	25	
52	檜原村							-	
53	奥多摩町							-	
54	大島町							-	
55	利島村							-	
56	新島村							-	
57	神津島村							-	
58	三宅村							-	
59	御蔵島村							-	
60	八丈町							-	
61	青ヶ島村							-	
62	小笠原村							-	
町	村計	2	2	0	0	0	0	15	304

都計	施設種別（施設数）						定員*5	年間延べ利用日数
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活センター	子供家庭支援	保育所		
19	38	10	2	1	14	298+5室	16,118	
合計	84							

※平成28年度東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

※施設種別「その他」：認定こども園、認証保育所、協力家庭、複合福祉施設等

※定員は家庭支援課調査によるもの（平成28年7月1日時点）

※施設数は区市町村が委託契約を結んでいる数であり、施設に重複がある

*1 定員7名のうち3名はトワイライトステイと合わせた定員

*2 定員11名のうち5名はトワイライトステイと合わせた定員

*3 4市2町合わせた定員

*4 3市合わせた定員

*5 各区市町村が委託契約を結んでいる数であり、他区市町村やトワイライトステイの定員数と一部重複している

事業目的

1 当日予約によるショートステイの利用が可能な体制の整備

ショートステイ実施施設において、事前の予約がない当日の申込みにも対応し、必要なときにショートステイを利用できる体制を整備する。

2 協力家庭の活用を促進し地域におけるショートステイの実施体制を確保

協力家庭に対するショートステイ事業の委託を促進し、身近な地域における預かり先を確保する。

事業内容

1 利用枠の常時確保

原則として、ショートステイの当日受け入れを可能とする体制を整備する自治体に対し、利用枠を常時確保するための経費を補助

【利用枠 1 枠あたり単価（年間）】

⇒3,150千円（2歳未満児、慢性疾患児のための枠の場合）

⇒1,723千円（2歳以上児のための枠の場合）

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。平成32年度まで補助率10/10 以降1/2）

※ 常時確保枠が実際に利用された場合は、その経費は子ども・子育て支援交付金の対象とし、本事業の対象分から差し引く。

※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。利用料の免除分については、子ども・子育て支援交付金の1日あたり単価を上限に補助する。

2 協力家庭の活用

ショートステイに協力家庭を活用する自治体に対し、協力家庭への報酬を上乗せするための経費を補助

【1日あたりの補助上限】

⇒5,000円

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。平成32年度まで補助率10/10 以降1/2）

※ 2歳以上児のみを対象とする。

※ 協力家庭に対して研修を実施することを補助の要件とする。（研修内容は、地域の実情に応じ必要なものを自治体で企画し実施）

※ 子ども・子育て支援交付金の補助単価を超えた額を協力家庭に対して支払う場合に、補助対象となる。

（利用者負担額は補助対象から差し引く。）

※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。

ショートステイ事業の拡充 補助基準額算出のイメージ

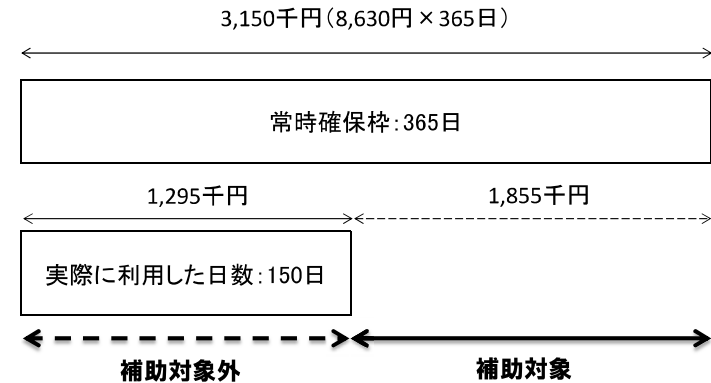
1 利用枠の常時確保のための補助

- 常時確保枠の補助基準額は、子ども・子育て支援交付金の1日あたりの補助基準単価×365日分
- 枠が実際に利用された場合は、子ども・子育て支援交付金の補助対象となるため、本事業の対象から除外
- 枠を確保したが、実際に使用されなかった日について、補助対象となる。

【例（右図参照）】

- 2歳未満児・慢性疾患児の常時確保枠の場合
- 年間の補助基準額は3,150千円
- 実際に利用者が枠を利用した日が150日だった場合、
8,630円×150日=1,295千円分は、子ども・子育て支援交付金の補助対象となるため、補助対象から除外する。
- 補助対象となる「枠を確保したが、実際には利用されなかった日」の分の基準額は、3,150千円-1,295千円=1,855千円

☆補助イメージ
(2歳未満児・慢性疾患児の常時確保枠の場合)



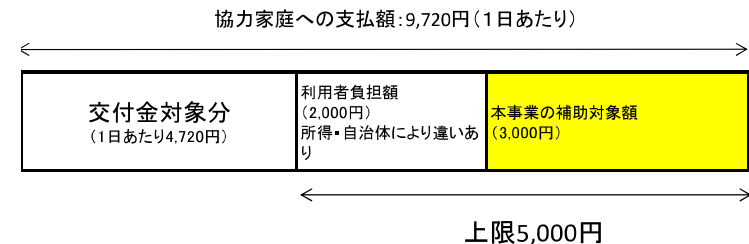
2 協力家庭の活用に向けた補助

- 子ども・子育て支援交付金の補助基準額4,720円（1日あたり）に対し、5,000円を上限に上乗せを実施する場合に、自治体の負担額を補助
- 利用者負担が発生する場合は、補助対象額から差し引く。

【例（右図参照）】

- 2歳以上児 利用者負担額2,000円の場合
- 協力家庭への報酬額が、9,720円
- 利用者負担額が2,000円の場合、
9,720円-4,720円-2,000円=3,000円が補助対象

☆補助イメージ
(2歳以上児 利用者負担額2,000円の場合)



※補助対象となる協力家庭への支払額は9,720円を上限とする。(利用者負担額が発生する場合は、補助対象額から差し引く。)

要支援家庭を対象としたショートステイ事業について

目 的

- 保護者の強い育児疲れや虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に移すことがふさわしいと区市町村が判断した場合に、一定期間、実施施設において児童を養育し、生活指導や発達、行動の観察を行うとともに、保護者への支援を行う。
- これらにより、虐待の未然防止を図り、児童の健やかな成長を支援することや、保護者が安心して育児に取り組む環境を整備することを目的とする。

対 象 者

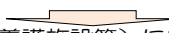
- 保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭の児童で、実施施設において児童を養育し、生活指導、発達及び行動の観察、保護者支援等を行う必要がある家庭の児童。

事 業 の 流 れ

- 区市町村の関係機関等が把握した本事業の利用により養育状況等の改善が見込まれる家庭に対し、子供家庭支援センターが中心となり利用を勧奨する。



- 利用決定後、子供家庭支援センターが利用期間中（アフターケアも含む）の親子の支援プログラムを作成する。



- 利用期間中、実施施設（児童養護施設等）において、都が配置を支援する「ショートステイ支援員」が中心となり、支援プログラムに基づいた児童の生活指導、発達や行動の観察、子供家庭支援センターや通園、通学先との連絡調整、親子面会の支援等を実施する。また、子供家庭支援センターにおいては、保護者への支援を行う。



- 利用期間終了後、子供家庭支援センターはショートステイ支援員と連携し実施状況を評価し、その内容を関係機関と共有しながら、地域においての支援に活用する。

実 施 体 制

- ◆実施主体
区市町村（一部委託可）
- ◆実施場所
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、子供家庭支援センター等
- ◆職員
ショートステイ支援員（児童福祉司任用資格有資格者で児童の養育に経験を有する者）を実施施設に1名以上配置

補 助 基 準 額

・子供家庭支援区市町村包括補助事業 補助率 1/2（子ども・子育て支援交付金に係る部分は2/3）

	補助基準額
ショートステイ支援員配置（1施設当たり）	6,042千円
*2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	8,63千円
*2歳以上児（1日当たり）	4,72千円
通園、通学に係る費用（1日当たり）	2千円
保護者負担に係る費用（1日当たり）	対象経費の実出費額

*利用開始から7日までは子ども・子育て支援交付金、8日目以降は包括補助

（参考）事業比較表

※両事業とも子ども・子育て支援交付金（国制度）の対象。（要支援家庭を対象としたショートステイ事業は一部単独補助。）

	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
事業開始	平成27年度	平成7年度				
対象者	下記の事由に該当する家庭の児童（0歳～18歳未満）で生活指導、発達及び行動の観察や保護者への支援が必要な家庭の児童 ①児童の保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の課題がある場合 ②不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合	下記の事由に該当する家庭の児童（0歳～18歳未満）又は母子 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ・育児不安など身体上又は精神上の事由 ③出産・看護・自己・災害・失踪など家庭養育上の理由 ④冠婚葬祭・転勤・出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合				
実施場所	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に児童を保護することができる施設。ただし、ファミリーホーム及び里親宅での実施は不可。	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に児童を保護することができる施設。（里親宅での実施も可）				
利用期間	14日以内	7日以内				
保護者負担	なし	区市町村ごとに設定				
職員体制	児童福祉司任用資格有資格者で児童の養育に経験を有する、常勤職員を1名以上配置。（ショートステイ支援員）	児童の養育に経験を有する保育士、里親等。				
補助基準額	上記参照	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>子ども・子育て支援交付金（国1/3、都1/3、区市町村1/3）補助基準額</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児（1日当たり）</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護の母親（1日当たり）</td> </tr> </table>	子ども・子育て支援交付金（国1/3、都1/3、区市町村1/3）補助基準額	2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	2歳以上児（1日当たり）	緊急一時保護の母親（1日当たり）
子ども・子育て支援交付金（国1/3、都1/3、区市町村1/3）補助基準額						
2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）						
2歳以上児（1日当たり）						
緊急一時保護の母親（1日当たり）						
その他	・児童の行動観察等を行い、保護者への支援（助言等）に活用する ・通園、通学ができる	・通園、通学ができる場合が多い				

区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び子供家庭在宅サービス事業実施状況(平成29年7月1日現在)

◆ 子供家庭支援センター種別

(1) ☆ 先駆型53(23区26市4町) ○ 従来型1(1町) △ 小規模型6(6村) (2) ()内は先駆型で内数

	センター種別	要保護協議会	乳児全戸訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
千代田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中央区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
港区	☆	○	○	○	○	○		○	○
新宿区	☆	○	○	○	○	○		○	○
文京区	☆	○	○	○	○	○		○	○
台東区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
墨田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
江東区	☆	○	○	○	○	○		○	○
品川区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	☆	○	○	○	○	○		○	○
大田区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
渋谷区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中野区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並区	☆	○	○	○	○	○		○	○
豊島区	☆	○	○	○	○	○		○	○
北区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
板橋区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
足立区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
葛飾区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
江戸川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	23(23)	23	23	23	23	23	11	23	23

	センター種別	要保護協議会	乳児全戸訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
八王子市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
立川市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
三鷹市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
青梅市	☆	○	○	○	○	○		○	○
府中市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
昭島市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
調布市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
小金井市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小平市	☆	○	○	○	○	○		○	○
日野市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
東村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国分寺市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国立市	☆	○	○	○	○	○		○	○
福生市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狛江市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東大和市	☆	○	○	○	○	○		○	○
清瀬市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東久留米市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
多摩市	☆	○	○	○	○	○		○	○
稲城市	☆	○		○	○	○		○	○
羽村市	☆	○	○	○	○	○		○	○
あきる野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
西東京市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	26(26)	26	25	26	26	26	7	26	25

	センター種別	要保護協議会	乳児全戸訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
瑞穂町	☆	○	○	○	○	○		○	○
日の出町	○	○	○		○	○		○	○
檜原村	△	○							
奥多摩町	☆	○	○	○					○
小計	4(2)	4	3	2	2	2	0	2	3

大島町	☆	○	○	○	○			○	
利島村		(虚防ネット ワーク有)							
新島村	△	○	○					○	
神津島村	△	○	○		○				
三宅村	△	○	○	○	○			○	
御蔵島村	△	○							
八丈町	☆	○		○	○				
青ヶ島村		(虚防ネット ワーク有)							
小笠原村	△	○	○						
小計	7(2)	8	5	3	4	0	0	3	

	センター種別	要保護協議会	乳児全戸訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
合計	60(53)	60	56	54	55	51	18	54	51

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

—平成28年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

東京都において発生した重大な児童虐待で、平成27年度に発生した重大な事例6事例のうち、東京都・区市町村の関与があった2事例を対象として検証

2 検証方法

検証部会が、直接、関係機関にヒアリングの上検証を実施

3 検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】様々な課題がある養育困難家庭への支援に当たり危機意識の共有や連携・協働がうまくいかなかった事例 p6～

帰宅した異父姉が、動かなくなっている本児を発見。当日、母はおじに本児（1歳）を預け出かけていたが、発見時、家には本児のみであった。本児は、救急搬送されたが、同日死亡が確認された（死亡原因は不詳）。

関係機関：児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関、医療機関

課題	改善策
<p>○ 育児支援ヘルパー派遣終了や離婚などの時期に、改めて一堂に会して支援方針の見直しを行わなかった。</p> <p>○ 子供家庭支援センターは、育児支援ヘルパー派遣を通して、家庭の評価を適切に行うことができなかった。兄のアルコール誤飲事故が起きたが、期間満了によりヘルパー派遣を終了した。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 家庭の養育環境や課題が変化する場合には、個別ケース検討会議を開催し、支援方針の見直しを図るとともに、養育に関する危機意識を共有化すること。• 子供家庭支援センターは、ヘルパー事業者から、養育環境などの情報を積極的に収集して、アセスメントに活かし、事故等発生した場合には、支援内容等を見直すこと。 ヘルパー派遣期間について、的確なアセスメントの下で弾力的な運用を行うべき。

【事例2】産後うつ病に関し家族の理解がなく里帰り出産の母の治療や支援が困難であった事例 p11～

A県の父方実家に一時帰省していた母が、本児（生後5か月）の首を絞め、搬送先の病院で本児の死亡が確認された。母は、事件発生までの大半の期間、B県の自身の実家に帰省していたが、自宅のある都内C区の保健機関や子供家庭支援センターに電話相談等を行っており、医療機関では産後うつ病と診断を受けていた。

関係機関：児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関、医療機関

課題	改善策
<p>○ 保健機関は、母の了承が得られず、里帰り先保健機関に支援依頼を行わなかった。そのため、里帰り中の母の状態を十分に把握できなかった。</p> <p>○ 父は気分転換で快方に向かうという考えで、母の継続的な治療にはつながらなかった。</p> <p>○ 母は家族・親族に頼ることに抵抗感を持っており、孤立感を強め追い詰められていった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保健機関は、組織としてリスクアセスメントを行った上で、支援の必要性について母の理解を促し続けることが必要。事前の対策として、妊娠期の面接シートに里帰り出産予定先の住所、連絡先等の記入を促すなどの工夫が必要。 • 出産後の女性は、うつ病を発症しやすいことや、産後うつ病は受診・治療が必要なことを、両親学級等で、説明・周知することが必要。また、祖父母等に対しても、周知すべき。 • スーパーバイズを活用したアセスメントを踏まえ、母等への相談援助を進め、症状の深刻化を防ぐことが重要。母の強い不安などを緩和するため、産後ケア事業やショートステイ事業等の早期活用を検討すべき。そのため、区市町村は、サービス拡充や、より使いやすい制度への改善が必要。

平成28年度子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施状況(実績報告ベース)

		提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業
1	千代田区	195	721	8	924	○	○	
2	中央区	227	1,883	178	2,288			
3	港区	166	1,301	32	1,499			
4	新宿区	378	3,222	20	3,620	○		○
5	文京区	289	2,332	17	2,638			
6	台東区	421	2,793	156	3,370			
7	墨田区	116	654	10	780			
8	江東区	645	3,969	146	4,760			
9	品川区	434	4,159	36	4,629		○	
10	目黒区	453	801	17	1,271		○	
11	大田区	641	3,158	66	3,865			
12	世田谷区	699	5,289	62	6,050	○	○	
13	渋谷区	167	1,196	7	1,370			
14	中野区	462	2,595	217	3,274			○
15	杉並区	345	1,474	4	1,823			
16	豊島区	209	1,693		1,902		○	
17	北区	658	3,549	31	4,238			
18	荒川区	374	2,226	35	2,635			
19	板橋区	219	2,226		2,445	○		
20	練馬区	275	7,290	3	7,568	○		
21	足立区	487	2,282	18	2,787			
22	葛飾区	290	1,492	53	1,835			
23	江戸川区	557	3,307	103	3,967			
区部計		8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2

		提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業
24	八王子市	639	2,359	84	3,082			
25	立川市	314	1,752	105	2,171			
26	武蔵野市							
27	三鷹市	227	2,414	24	2,665			
28	青梅市	224	615	5	844	○		
29	府中市	413	1,574	94	2,081		○	
30	昭島市	275	344	16	635			
31	調布市	255	1,259	67	1,581			
32	町田市	683	2,447	137	3,267			
33	小金井市	235	1,483	31	1,749			
34	小平市	403	2,866	42	3,311	○		
35	日野市	565	6,306	154	7,025		○	
36	東村山市	150	1,686	16	1,852	○		
37	国分寺市	228	1,086	14	1,328		○	
38	国立市	165	939	19	1,123			
39	福生市	65	151	5	221			
40	狛江市	240	1,089	47	1,376		○	
41	東大和市							
42	清瀬市	205	1,733	58	1,996	○		○
43	東久留米市	199	564	9	772			
44	武蔵村山市	156	305	22	483			
45	多摩市	233	978	51	1,262			
46	稲城市	48	113	5	166			
47	羽村市	69	180	11	260			
48	あきる野市	193	514	20	727			
49	西東京市	214	2,137	0	2,351			
市部計		6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1

		提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業
50	瑞穂町	30	207	1	238			
51	日の出町	17	12		29			
52	檜原村							
53	奥多摩町	71	42	26	139			
54	大島町							
55	利島村							
56	新島村							
57	神津島村							
58	三宅村							
59	御蔵島村							
60	八丈町							
61	青ヶ島村							
62	小笠原村							
町村部計		118	261	27	406	0	0	0

	提供 会員	依頼会員	両方 会員	計	24時 間以 上の 講習 の実 施	ひとり 親家 庭の 利用 支援	病児 緊急 対応 強化 事業
区部計	8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2
市部計	6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1
町村部計	118	261	27	406	0	0	0
計	15,223	94,767	2,282	112,272	9	9	3

・東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

とうきょう千ルミルの創設 ～保育グランパ・グランマを増やす～

事業の目的

1 ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の量的確保

ファミリー・サポート・センター事業において、子育て援助活動に従事する提供会員に対して、新たに報酬の公的支援を行い、**量的確保**を図る。

2 ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の質の向上

提供会員に対する研修の充実を行い、提供会員の援助活動の**質の向上**を図る。

事業の内容

提供会員を確保するため、提供会員に対する報酬を上乗せする取組を行う自治体に対して都が補助を実施
ただし、要綱に定める24時間以上の研修及び児童虐待防止にかかる研修を行うことを要件とする。
研修を受講し、報酬の上乗せを行った提供会員を「**とうきょう千ルミル**」と位置付け、その数を地域で増やすことを目指す。

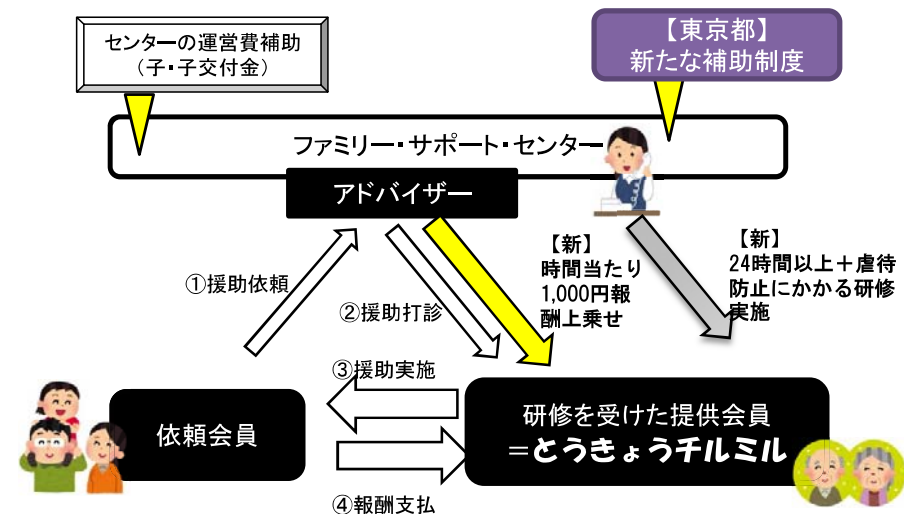
※千ルミル+みる・見守る

補助要件

- 提供会員に対し、24時間以上の研修（国基準のカリキュラムに加え児童虐待防止にかかる事項を必ず実施）を実施
- 研修を受講した提供会員に対し、援助活動1時間につき**1,000円**の報酬上乗せを行う。
- 研修は新たに提供会員になる者のほか、現に提供会員である者にも受講させることができる。

補助基準額等

- 補助基準額
援助活動1時間につき1,000円
- 補助率
平成31年度まで補助率10/10 平成32年度以降1/2
【子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助】



概要

【現状・課題】 福祉・教育・就労等の各分野で施策の充実が図られてきているものの、生活に困窮する子育て家庭等が必要な支援に十分つながっていない。

【事業の目的】 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、専任職員を配置し、子供の貧困対策の推進を図ることを目的とする。

【実施主体】 区市町村

【事業内容】 専任職員を配置するとともに、①・②の必須事業および③～⑤のいずれか一つ以上の事業を実施する場合に経費の一部を補助する。

必須事業	① 関係機関の連携会議 ② 子供の貧困対策の周知強化
選択事業	③ 実態把握と支援ニーズの調査・分析 ④ 専門相談窓口の設置 ⑤ 転入世帯に対する相談支援

※生活に困窮する子育て家庭等の実態や支援ニーズ等を把握していない場合は、③の事業は必ず実施することとする。

イメージ



事業の目的

- 都内では、多くの民間団体が、地域の子供たちへ食事や交流の場を提供する取組を行っている。
- こうした取組の安定的な実施環境を整備し、地域に根差した子供食堂の活動を支援していく。

事業の概要

事業の内容

子供食堂の運営を支援する区市町村に対し、補助を実施する。

【基準額】 1 食堂あたり年間240千円を上限（240千円＝10千円×月2回×12月）

※活動1回あたり10千円を上限

【補助率】 都10/10（平成30年度から3年間）

※2年目以降は子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
（補助率10/10）

※4年目以降は都1/2、区市町村1/2

【対象経費】 子供食堂の運営に必要な経費
（賃借料・会場使用料、食材費、光熱水費、保険料等）

※人件費は対象外



実施方法

区市町村補助により実施。

※ただし、早急な事業開始及び区市町村負担の軽減のため、平成30年度に限り、補助金の支払いについてのみ、都から事業者へ直接行うことも可とする。

※区市町村は、地域の子供食堂が情報共有等を行うための連絡会を設け、子供食堂はその連絡会のメンバーとなることを補助要件とする。

予算額

平成30年度予算 12,000千円（規模：50か所）

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）概要

区分	子育てひろば事業都単独型	子育てひろば事業一般型	子育てひろば事業連携型
概要	目的 区市町村が地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどい場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図る。		
	役割・分担 日常生活圏で保育所及び児童館等でつどい場を提供し、日頃児童を相手にしている経験を生かし、日常的に比較的軽微で身近な問題について、保護者・子ども自身から相談、話し相手になることで、児童及び家庭の福祉向上を図ることを目的とする。	常設の子育てひろばを開設し、子育て親子の交流活動など、つどい場を提供することを目的とする。	効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、子育て親子の交流活動など、つどい場を提供することを目的とする。
	基本事業 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施（ただし、子育てひろば事業都単独型については年3回以上）		
	選択事業等 (必須事業) ・育児に関する情報交換や子育ての相互協力を行う地域の子育てサークル等の育成・支援 (選択事業) ①子育て支援のための冊子やパンフレットの発行、定期的な広報誌への子育て情報の掲載等による地域住民の意識啓発 ②子育て家庭や地域の保育所又は児童館等に協力するボランティアの育成 ③その他、地域の子育て支援に資する活動	①地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組の実施 ・一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施等 ②出張ひろばの実施 ③地域支援の実施（下記のいずれかの取組を実施） ・高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ・地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ・地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ・本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※①～③いずれかの取組を実施する場合は別途加算の対象（ただし、③については「利用者支援事業」と併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。）	①地域の子育て力を高める取組の実施 ・中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成 ※①の取組を実施する場合は別途加算の対象（ただし、「利用者支援事業」と併せて実施する場合には、加算の対象としない。）
開設時間	週3日以上、かつ1日3時間以上開設	週3日以上、かつ1日5時間以上開設	週3日以上、かつ1日3時間以上開設
実施主体	区市町村 (保育所、児童館を運営している社会福祉法人等への委託可)	区市町村 (区市町村が認めた者へ委託等も可)	
実施施設	保育所・児童館等	公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所	児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所 (児童福祉施設・児童福祉事業を実施する場所)
スペース・設備	保育所・児童館等の機能・スペースを活用して実施。「親子のつどい場」を提供できる専用スペースの確保に努めること。	概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。設備は授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。	
職員体制	①保育園の園長、主任保育士等の職員、児童館の児童厚生員が兼務 ②又は、相談等のために採用若しくは委嘱した者	専任職員（非常勤可）を2名以上配置する。 (子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有する者)	専任職員（非常勤可）を1名以上配置する。 (子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者)ただし、連携施設のバックアップを受けられることのできる体制を整えること。
財政負担	財調算入（区部） 東京都子育て推進交付金（市町村部）	子ども・子育て支援交付金（国1/3、都1/3、区市町村1/3）	

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別（か所数）			合計
	都単独型	一般型	連携型	
千代田区		6		6
中央区	3	4		7
港区		9	6	15
新宿区	11	10	4	25
文京区		5		5
台東区	6	2		8
墨田区	11	3		14
江東区	21	6		27
品川区	26	3		29
目黒区	16	4		20
大田区	47	4		51
世田谷区	20	22	5	47
渋谷区		15		15
中野区	3	8	14	25
杉並区	9	4		13
豊島区	20	24		44
北区	23	1		24
荒川区	16	8	6	30
板橋区	19	1	7	27
練馬区	18	24		42
足立区	56	12		68
葛飾区	23	10		33
江戸川区		11		11
区部計	348	196	42	586

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別（か所数）			合計
	都単独型	一般型	連携型	
八王子市	7	11	30	48
立川市	1	7	5	13
武蔵野市		6		6
三鷹市	18	7		25
青梅市	14	5		19
府中市	8	3		11
昭島市	21	4		25
調布市	13	2		15
町田市	25	17		42
小金井市		2	2	4
小平市		7		7
日野市	12	7	3	22
東村山市	2	3		5
国分寺市		3		3
国立市	3			3
福生市	2	1	3	6
狛江市			2	2
東大和市	3			3
清瀬市		6		6
東久留米市		2		2
武蔵村山市	1	1		2
多摩市	5	7	2	14
稲城市	7	1		8
羽村市	1	2	3	6
あきる野市	2	2		4
西東京市	11	5		16
瑞穂町	1			1
日の出町	1			1
檜原村				0
奥多摩町				0
大島町	5			5
利島村				0
新島村	1			1
神津島村				0
三宅村	1			1
御蔵島村				0
八丈町				0
青ヶ島村				0
小笠原村				0
市町村部計	165	111	50	326
合計	513	307	92	912

事業の目的

生後1歳未満の子供を持ち、保育サービスを受けていない家庭を対象として、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減をはかるとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止する。

事業の内容

内容

【補助額】 1人あたり54,000円分の家事支援サービスの利用を補助する。

【対象者】 生後1歳未満かつ保育サービスの利用がない子供がいる家庭
(所得制限は設けない)

【補助率】 10/10

実施方法

区市町村に対する補助により実施
※平成31年度まで

その他

区市町村は、家事支援サービス事業者が、本事業に基づくサービスの提供に伴い、リスクの高い家庭を発見した際に、必要な支援につなぐ体制づくりに努めること

予算額

平成30年度予算額: 918,000千円 (規模: 20自治体)



赤ちゃん・ふらっとの 設置・登録をお願いします!



「赤ちゃん・ふらっと」は、東京都が定めた授乳やおむつ替えなどができるスペースの愛称です。東京都は、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるように、「赤ちゃん・ふらっと」を設置する事業者（施設）を募集しています。

ぜひ、ご協力いただき、子育て家庭を応援しましょう！

登録の流れ

都内に「赤ちゃん・ふらっと」を設置

※要件等、詳細はホームページに掲載している要項をご確認ください

「事業開始届」及び必要書類を東京都に提出

「赤ちゃん・ふらっとマーク」が届く

マークを施設の入出口や窓に表示する

赤ちゃん・ふらっとに登録されると、施設の情報を東京都及び子育て応援とうきょう会議のホームページにて公表します

赤ちゃん・ふらっと

検索



赤ちゃん・ふらっとはこんなスペースです

授乳ができる設備

授乳場所は、プライバシーの確保ができるようカーテンやパーティションで仕切るなどの配慮をお願いします。

手洗い設備

赤ちゃん・ふらっとに手洗い設備を有する場合は、赤ちゃん・ふらっとの設置されている施設内に手洗いできる設備があれば構いません。

ベビーベッド(おむつ替え台)等、おむつ替えができる設備

ベビーベッドに限らず、例えば畳スペース等、おむつ替えができる場所があれば構いません。

冷暖房設備

赤ちゃん・ふらっとに冷暖房設備を有する場合は、赤ちゃん・ふらっとの設置されている施設全体で空調管理を行うなど、快適に利用できる手段を講じてください。

調乳ができる設備

給湯設備のほか、ポットによるお湯の提供や赤ちゃん・ふらっとの近くの事務室でお湯を提供するなど、何らかの方法で調乳できる手段を講じてください(赤ちゃん・ふらっとにポットを置く場合は安全性の確保をお願いします)。

その他

赤ちゃん・ふらっとの授乳設備とおむつ替え設備は、必ずしも同一のスペース内に整備する必要はありません(例:おむつ替え台をトイレに設置する場合)。その場合、同一施設内に整備し、それぞれの場所が分かるよう案内に配慮してください。

また、授乳・おむつ替えスペースは施設の状況に応じて他の用途と併用しても構いません。

東京都

開始届提出先(郵送)・
問い合わせ先

〒163-8001(住所不要)
東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 子育て事業係

☎ 03-5320-4371
FAX 03-5388-1406

赤ちゃん・ふらっとの例

ジャスコむさし村山店(武蔵村山市) 設置者:イオンリテール株式会社



おむつ替え
スペース



授乳
スペース



手洗い・
給湯設備



アトリエ*チルドリン(品川区東大井5-14-16-202 JR大井町駅から徒歩すぐ)
設置者:株式会社リバティ・ハート <http://www.libertyheart.com>

(このように既存スペースを工夫することで赤ちゃん・ふらっとを設置できます)

赤ちゃん・ふらっとに登録いただいた施設をウェブサイトにて紹介します!

とうきょう子育てスイッチ

おでかけマップにて、施設の地図情報や、詳細情報を掲載します。
<http://tokyo.kosodateswitch.jp/>



携帯サイトでは、GPS機能により、
最寄の施設を検索することも可能です



▲施設の詳細情報や利用者のコメント等を掲載

障害児通所支援 事業所の設置状況〔平成30年4月現在〕

(単位:か所)

	自治体名	児童発達支援			計	デイ放課後等 サービス	訪問支援 保育所等
		児童発達支援 センター	児童発達支援 センター (医療型)	センター 以外			
1	千代田区			2	2	3	
2	中央区	1		2	3	5	1
3	港区			11	11	13	2
4	新宿区			8	8	14	1
5	文京区	1		5	6	12	
6	台東区			6	6	10	
7	墨田区	1		13	14	21	1
8	江東区	2	1	14	17	34	2
9	品川区	1		11	12	12	1
10	目黒区	1		7	8	9	
11	大田区	1	1	13	15	34	2
12	世田谷区	2		30	32	36	
13	渋谷区			8	8	10	
14	中野区			9	9	18	
15	杉並区	1		21	22	19	1
16	豊島区	1		10	11	12	
17	北区		1	4	5	19	1
18	荒川区			7	7	11	
19	板橋区	2		4	6	29	
20	練馬区	2		20	22	36	
21	足立区	2	1	19	22	43	4
22	葛飾区	2		12	14	31	4
23	江戸川区			25	25	52	1
区部 計		20	4	261	285	483	21

	自治体名	児童発達支援			計	デイ放課後等 サービス	訪問支援 保育所等
		児童発達支援 センター	児童発達支援 センター (医療型)	センター 以外			
24	八王子市	1		15	16	48	1
25	立川市			6	6	15	
26	武蔵野市			10	10	13	
27	三鷹市	1		4	5	9	1
28	青梅市			2	2	10	
29	府中市		1	9	10	22	1
30	昭島市			3	3	6	
31	調布市			3	3	21	1
32	町田市	2		9	11	31	1
33	小金井市	2		4	6	6	2
34	小平市			4	4	12	
35	日野市			8	8	15	1
36	東村山市			5	5	5	
37	国分寺市			2	2	9	
38	国立市			4	4	12	
39	福生市			2	2	5	
40	狛江市			6	6	6	
41	東大和市			1	1	4	
42	清瀬市	1		3	4	9	1
43	東久留米市			3	3	8	
44	武蔵村山市	1			1	8	
45	多摩市	1		5	6	15	2
46	稲城市			3	3	4	
47	羽村市			3	3	5	
48	あきる野市	1		2	3	6	
49	西東京市			2	2	17	
市部 計		10	1	118	129	321	11

	自治体名	児童発達支援			計	デイ放課後等 サービス	訪問支援 保育所等
		児童発達支援 センター	児童発達支援 センター (医療型)	センター 以外			
50	瑞穂町					1	
51	日の出町			1	1	2	
52	檜原村						
53	奥多摩町						
54	大島町						
55	利島村						
56	新島村						
57	神津島村						
58	三宅村						
59	御蔵島村						
60	八丈町						
61	青ヶ島村						
62	小笠原村						
町村部 計				1	1	3	
都内 合計		30	5	380	415	807	32

★平成30年4月現在
 ・児童発達支援センター……15区9市 計24区市
 ・保育所等訪問支援……12区9市 計21区市

医療的ケアが必要な障害児への支援について

これまでの動き

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数（H27.5）】
 ・全国で約1.7万人と推計（厚労省研究班報告）
 ・人口比率より、都内では約1,600人と推計

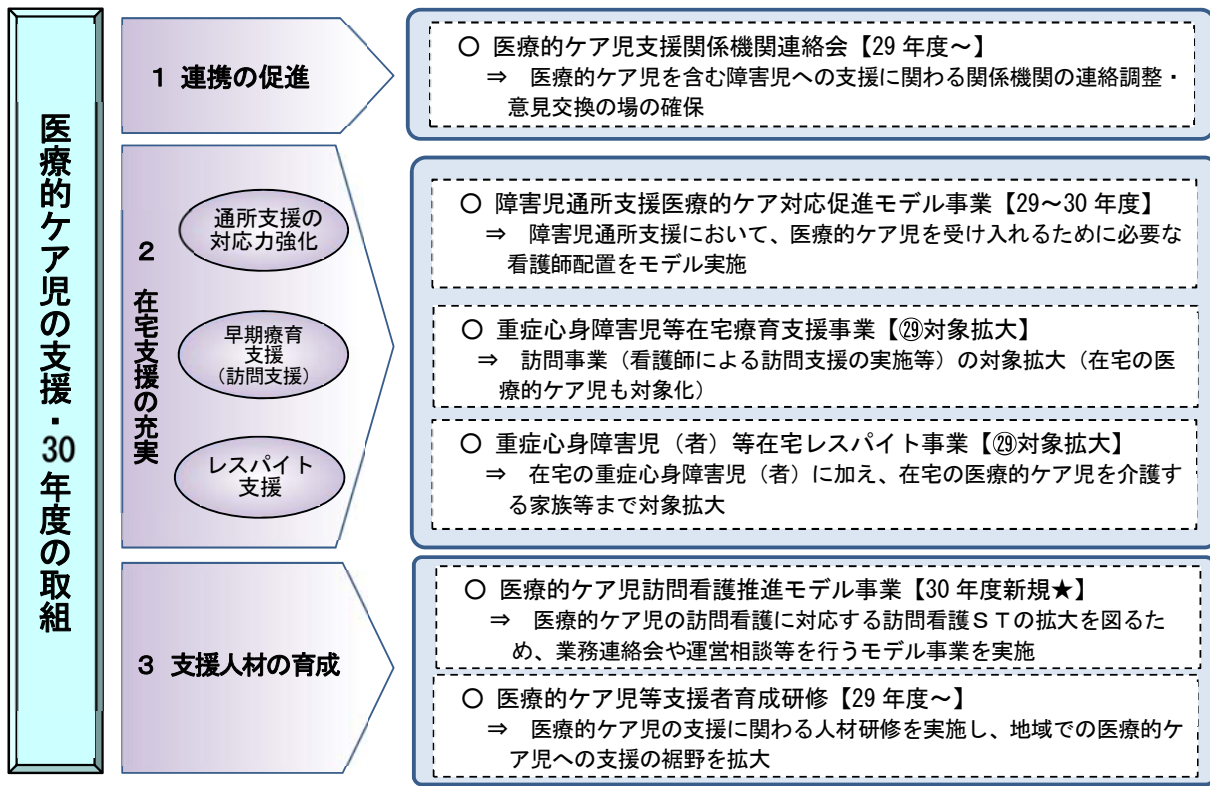
児童福祉法の一部改正（平成28年5月）

- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 【施行期日】 平成28年6月3日

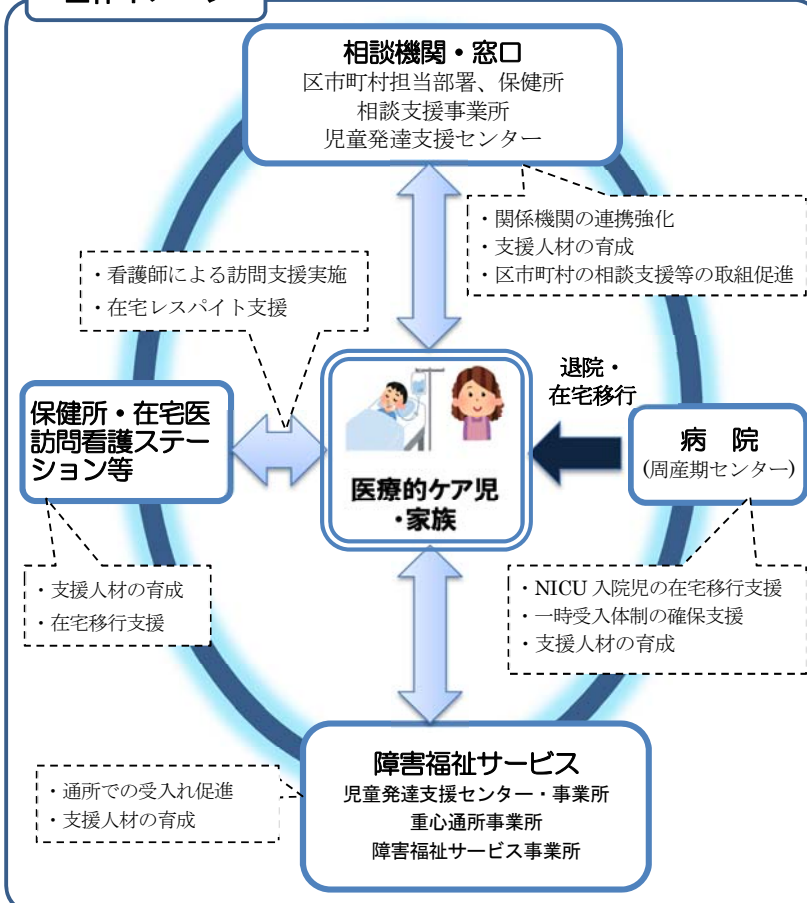
都の取組

今後の取組

- 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。



全体イメージ



医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況について

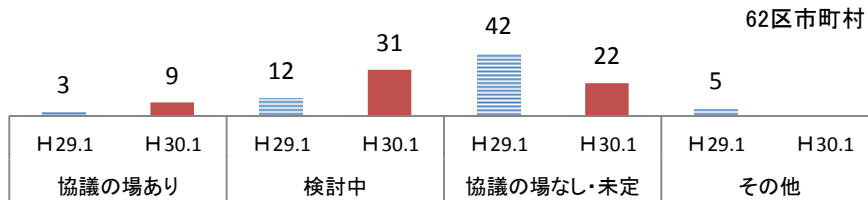
1 協議の場の設置状況（平成30年1月1日現在）

(単位:箇所)

協議の場の設置	特別区	多摩地域	島しょ地域	計
あり	3 (3)	3 (-)	3 (-)	9 (3)
検討中	18 (12)	13 (-)	— (-)	31 (12)
なし（未定を含む）	2 (5)	14 (29)	6 (8)	22 (42)
その他 個別事例での連携会議等	— (3)	— (1)	— (1)	0 (5)
合計	23 (23)	30 (30)	9 (9)	62 (62)

(平成30年1月実施厚生労働省調査。括弧内は平成29年1月1日時点)

協議の場の設置状況(H29、H30)



2 医療的ケア児支援の取組状況（平成30年1月1日現在）

(単位:箇所)

支援の取組状況	特別区	多摩地域	島しょ地域	計
あり	17 (18)	9 (2)	1 (-)	27 (20)
なし	6 (5)	21 (28)	8 (9)	35 (42)
合計	23 (23)	30 (30)	9 (9)	62 (62)

(平成30年1月実施厚生労働省調査。括弧内は平成29年1月1日時点)

取組例

★療育支援ネットワーク会議

行政（障害福祉、子ども家庭・保育・子ども家庭、教育、保健）等

★医療的ケア連携協議会

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、研究機関、訪問看護、基幹相談支援センター、通所施設、行政（障害福祉、保健、地域医療、保育、教育等）

★医療的ケアを要する者（児）を支援する医療職連絡会（仮称）

区立通所施設及び民間通所施設の医療職、都立学校医療職、訪問看護、放デイ、地域医療機関医師、行政（保健・子育て・障害）等

★自立支援協議会 子ども部会

行政、教育、医療機関（療育、精神分野）、相談支援事業所、支援団体、児童発達支援センター、放デイ（重心、知的、身体・知的）等

★自立支援協議会「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活WG」

医師会、学識経験者、障害福祉サービス事業所、障害者団体、当事者家族、訪問看護、保健所、相談支援事業所、保育園、発達センター、健康推進課

取組例

★居宅訪問型保育事業（医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において保育を行う）

★短期入所事業者に対し、看護師の person 費相当分の一部を補助。

★「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」の配布

★医療的ケア児への相談支援が未経験の相談支援事業所に対し、実務経験が豊富な事業所がサービス等利用計画作成のバックアップを行う。

★放デイ設置促進のための開設費用の助成及び看護師確保等に係る経費を助成。

★区立保育園で医療的ケア児（たんの吸引・経管栄養・導尿）を受け入れ。

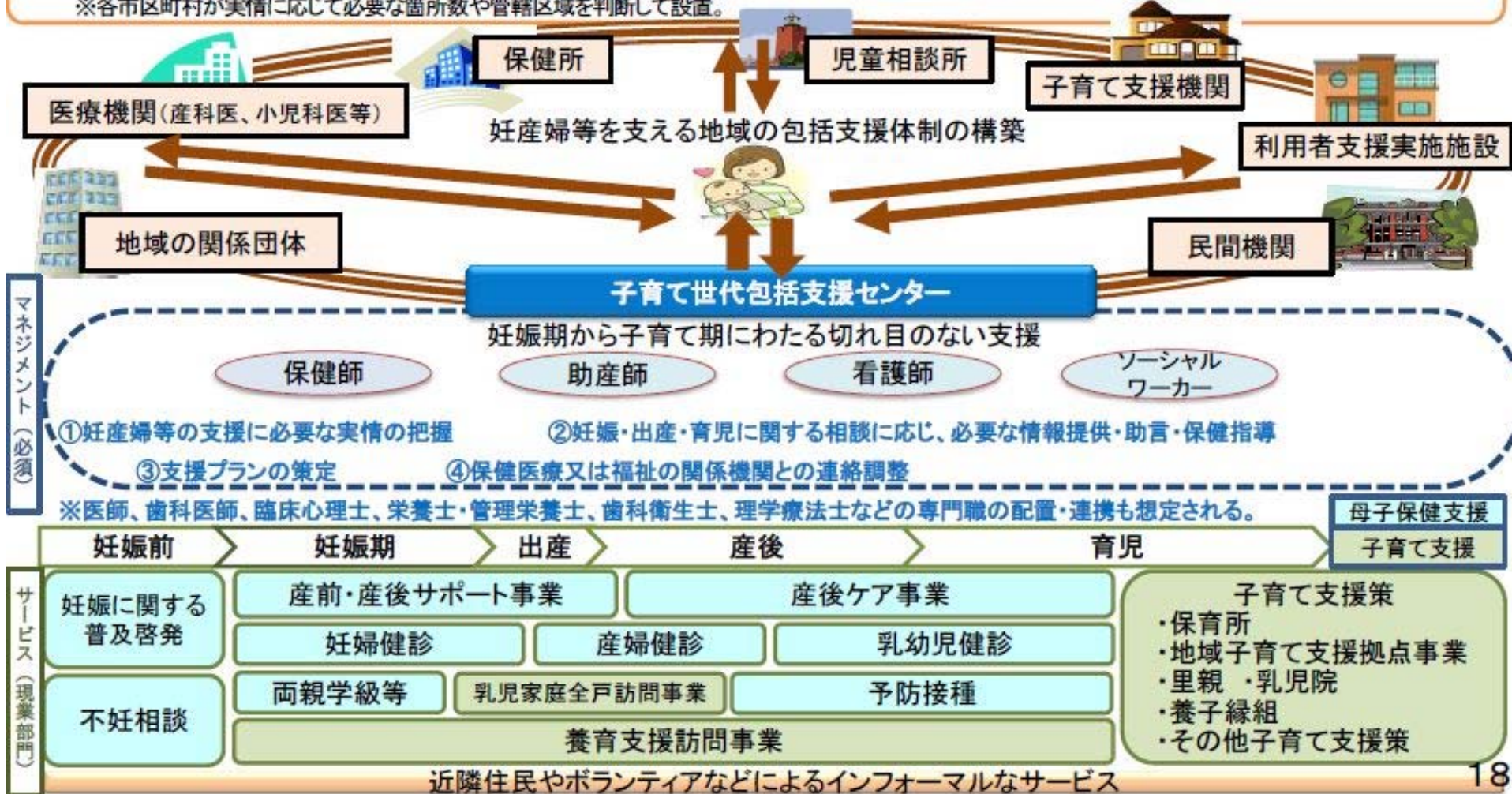
★NICU からの一時入院やレスパイトのための後方支援体制を整備。

★学校における非常勤看護師の person 費を補助。

★医療的ケア児の受入を行う学童クラブに看護師を配置。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 平成32年度(2020年度)末までに全国展開を目指す。
 - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



都内区市町村における子育て世代包括支援センターの実施状況 (平成29年4月1日時点)

(1) 実施自治体数 29区市町村

(2) 設置数 120か所

(3) 各センターにおける事業開始年度

事業開始年度	か所数	割合
平成26年度以前※	4	3%
平成27年度	34	28%
平成28年度	48	40%
平成29年度	28	23%
記載なし	6	5%
合計	120	100%

※機能として従来から実施の場合を含む

(4) 各センターの実施場所

実施場所	か所数	割合
区市町村保健センター	55	46%
地域子育て支援拠点	15	13%
区市町村役所・役場	18	15%
保育所	2	2%
児童館（児童センター含む）	22	18%
公民館	0	0%
その他	8	7%
合計	120	100%

(5) 各センターの運営主体

運営主体	か所数	割合
直営	94	78%
NPO法人	7	6%
社会福祉法人	15	13%
株式会社	2	2%
その他	2	2%
合計	120	100%

(6) 各センターにおける国庫補助の有無（平成28年度）

国庫補助の有無	か所数	割合
国庫補助なし	9	8%
利用者支援事業（母子保健型）	63	53%
利用者支援事業（基本型）	17	14%
利用者支援事業（特定型）	2	2%
利用者支援事業（母子及び基本）	2	2%
平成29年度から実施	26	22%
その他	1	1%
合計	120	100%

「子育て世代包括支援センターの実施状況について」（厚生労働省）の結果をもとに作成

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）

今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。また、政府としては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に基づき、子育て世代包括支援センターについては、平成 32 年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされている。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、子育て世代包括支援センターの設置運営要領について下記のとおりとし、同日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

これに伴い、昭和 49 年 12 月 11 日発児第 212 号厚生事務次官通知「母子健康センターの設置について」及び昭和 42 年 11 月 2 日発児第 677 号厚生省児童家庭局長通知「母子健康センターの設置運営について」は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、現在、子ども・子育て支援推進調査研究事業により、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインについて検討を行っているところであり、この結果が取りまとめられた後、パブリックコメント等の所要の手続きを経た後、送付する予定であることを申し添える。

記

1. 目的

子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）は、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健

施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

2. 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とすること。ただし、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3. 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とするが、地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することができることとする。

4. 実施場所

母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所で実施すること。

ただし、必ずしも1つの施設・場所において2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で、役割分担をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとする。なお、その場合は、それぞれの施設・場所をセンターと位置づけることができることとする。

5. 事業内容

センターでは、以下の(1)から(4)までの支援を行うこととすること。また、これらに加えて、地域の実情に応じて、(5)の母子保健事業や(6)の子育て支援事業を行うことや、地域において不足している母子保健事業や子育て支援事業を実施するための体制づくりを行うことができること。

(1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること

妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦及び乳幼児等（以下「妊産婦等」という。）の母子保健や子育てに関する支援に必要となる実情の把握を継続的に実施すること。以下のアからウまでの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において、エの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）が、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等と定期的に連絡をとることにより、対象地域の妊産婦等の母子保健事業の利用状況、身体的・精神的状態、生活習慣、生活環境、家庭の養育力、転出入の状況、その他困りごと等を継続的に把握すること。

イ 妊産婦等の支援台帳を作成する。支援台帳には、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐに活用できる体制を整えること。

ウ 保健医療又は福祉の関係機関に出向き、積極的に情報の収集に努めること。

エ 利用者支援専門員（一定の実務経験を有し、子育て支援員研修を受講した者をいう。）、地域子育て支援拠点の専任職員等（以下「利用者支援専門員等」という。）又は保健師等が、相談を通じて、妊産婦等のみならず子育て家庭の個別のニーズを把握し、相談や支援等に係る記録を蓄積すること。

(2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと

センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦等からの各種の相談に応じることとする。複数の施設・場所で役割分担をして実施する場合においても、相談を受けた施設・場所において、担当外の相談内容も含めて聞き取り、センター間で必要な情報を共有し、(3)及び(4)の支援を行うこと。

以下のア及びイの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において、ウ及びエの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 保健師等が、妊娠・出産・子育て等の母子保健に関する相談に応じ、必要な助言・保健指導を行うこと。

イ 保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、利用可能な母子保健サービス等を選定し情報提供すること。

ウ 利用者支援専門員等又は保健師等が、子育て支援に関する相談に応じ、必要な助言を行うこと。

エ 利用者支援専門員等又は保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、利用可能な子育て支援サービスを選定し情報提供すること。

(3) 支援プランを策定すること

保健師等が、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、必要に応じ、個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定すること。なお、支援プランの策定は、主として妊娠・出産・産後の期間において行われることが想定される。

ア 保健師等が、心身の不調や育児不安があること等から手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース検討会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定すること。

イ 保健師等が、支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。なお、以下のア及びイの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において行われることが想定され、ウの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、必要な支援を選択し、速やかに保健所、児童相談所、医療機関、児童福祉施設その他の関係機関の担当者につなぐとともに、

担当者間で定期的に連絡をとり必要な情報を共有すること。

イ 妊産婦等に対する支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって、関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行うこと。

ウ 利用者支援専門員等又は保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、保育所等や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択し、速やかに関係機関につなぐとともに、担当者間で定期的に連絡をとり必要な情報を共有すること。

(5) 母子保健事業

地域の実情に応じて、妊娠に関する普及啓発、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級、妊産婦健康診査、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査、予防接種、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の母子保健事業を実施すること。

(6) 子育て支援事業

地域の実情に応じて、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等の子育て支援事業を実施すること。

(7) 留意事項

① 母子保健に関する支援と子育て支援に関する支援を役割分担して実施する場合には、例として、(1)のアからウまで、(2)のア及びイ、(3)、(4)のア及びイの母子保健に関する支援と、(1)のエ、(2)のウ及びエ、(4)のウの子育て支援に関する支援を分担して実施することが考えられる。

② 一つの施設・場所で実施する場合でも、複数の施設・場所で実施する場合でも、業務を分担する場合には、個人情報の取扱いについて本人の同意を得る等個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約・共有、記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化する等、関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たること。

③ センターの実施に際して活用できる事業

センターの目的や基本的な事業内容等に照らせば、例えば、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく子育て支援事業、市町村保健センターで実施されている母子保健事業等を活用して実施することが考えられる。

センターは、地域の実情に応じた様々な事業展開が想定され、各種事業をどのように組み合わせるかは、各市町村において適切に選択すること。

また、センターの実施に際しては、地域の民間団体等と協力して取り組むことも重要である。

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係

児童福祉法第10条の2の規定に基づく市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等

を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものとされている。支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、センターが行う母子保健施策及び子育て支援施策との連携、調整を図るものとされており、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、センターと支援拠点の2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、センターと支援拠点をそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

6. 担当職員

(1) 必要職員体制

- ① 保健師等を1名以上配置すること。なお、担当職員としてソーシャルワーカー（社会福祉士等）のみを配置する場合には、近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。

- ② 上記に加え、利用者支援専門員を1名以上配置すること。

ただし、地域の実情、センターの規模や職員構成等に鑑み、保健師等が利用者支援専門員が行う業務についても対応できると判断できる場合は、この限りでない。

- ③ 複数の施設・場所で、5(7)①のように、母子保健に関する支援と子育て支援に関する支援を役割分担して実施する場合には、以下のア及びイのとおりとすること。

ア 母子保健に関する支援を実施する施設・場所には、母子保健に関する専門知識を有する保健師等を1名以上配置すること。

なお、担当職員としてソーシャルワーカー（社会福祉士等）のみを配置する場合には、近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。

イ 子育て支援に関する支援を実施する施設・場所には、利用者支援専門員を1名以上配置すること。

また、母子保健に関する支援を実施するセンターや近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。

- ④ 必要に応じて、業務を補助する者を配置すること。

(2) 留意事項

- ① センターの実施に当たり利用者支援事業を活用する場合は、当該事業の要件に従うこと。

- ② 担当職員は専任が望ましく、担当職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させる等、担当職員の資質の向上に努めること。

子供手帳モデルの検討について

低体重出生児の増加や、核家族化など子育て環境の変化等により妊娠・出産・子育てに関し不安を抱える妊産婦や保護者が増加していることを踏まえ、母子健康手帳をもとにして、学齢期までの子供の成長と健康に関する必要な記録欄や子育て情報等を盛り込んだ都独自のモデルを策定する。

母子健康手帳

- 母子健康手帳は、母子保健法に基づき国が様式を規定し、区市町村が妊婦に交付
- 様式は、国が必須内容を規定する部分(省令様式)と、項目のみを規定し、内容を例示する部分(任意様式)で構成

①省令様式

妊娠中の経過、妊婦自身の記録
出産の状態、出産後の母体の経過
乳幼児期の健康診査、保護者の記録
乳幼児期の身体発育曲線(0歳～6歳)
予防接種の記録
等



②任意様式

妊産婦の健康管理に当たり必要な情報
新生児・乳幼児の養育に当たり必要な情報
予防接種に関する情報
母子保健の向上に資する情報
等


- 区市町村では母子健康手帳に関し、②の任意様式の変更や、挿絵や独自の名称など一定の取組例あり

※ 「母子健康手帳」であることの明示は必要

子供手帳モデルの検討

- 母子健康手帳の任意様式の充実等について、学識経験者等による検討会を4回実施
- 低出生体重児等に対応する記録欄や、学齢期までの健康の記録欄等について充実した「子供手帳モデル」を策定
- 子供手帳モデルを盛り込んだ報告書を取りまとめ、3月29日にプレス発表

子供手帳モデルにおける主な充実内容

追加・充実内容		報告書 ページ
1 低出生体重児等に対応する記録欄の追加	体重1,500g未満の極低出生体重児を対象とした発育曲線を作成	21～22
2 学齢期にも対応する記録欄の追加	7歳から18歳までの成長・健康の記録欄を作成	23～26
3 妊娠や育児の不安の解消に資する情報の掲載	出産後の心身の健康に関する母親向け・家族向けの記事を追加	33
	子供の発育や発達が気になる保護者向けの記事を追加	57
4 父親の育児参画の促進に資する情報の掲載	妊娠中の夫の役割を追加	32
	育児のしおりに「お父さんの役割」を追加	37
5 その他の充実	予防接種の記録欄を追加	14～16
	都の子育て関連情報を記載（「とうきょう子育てスイッチ」等）	68
	相談窓口の情報を記載（「OSEKKA Iくん」等）	69
	保護者に寄り沿うメッセージ（児童心理司作成）を記載	12～69

※都ホームページに子供手帳モデルに関する検討会報告書を掲載

※また、障害がある子供など、子供それぞれの特性に応じた情報を盛り込み、母子健康手帳と一緒に使える様々な手帳類が行政機関や民間団体で作成されており、それらのリンクを掲載。

URL：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/techoumodelkentoukai/report.html>

各分野連携の取組事例について

1. 豊島区の取組

豊島区西部子供家庭支援センターでは、同センター内に設置した親子遊び広場で子供を遊ばせながら、発達に不安や心配なことについて相談できる。また、児童発達支援（療育）についても同センター内に設置している。

【パオパオ（親子遊び広場）】

子供家庭支援センター・子ども家庭支援ワーカー、心理職の相談スタッフに加え、理学療法士（寝返り、お座り、ハイハイ、たっち、足の力が弱い、歩行等の運動に関する相談）や言語聴覚士（言葉のおくれ、理解ができない、会話が成立しない等、ことばに関する相談）も対応。

2. 町田市の取組

町田市子ども発達センターでは、子供の発達に関する全ての相談を受け、保健所や子供家庭支援センター等の関係機関と連携した支援を行うとともに、子供の障害福祉サービス等の申請受付も実施している。また、以下の地域支援の取組を実施している。

【子育てひろば巡回相談事業】

地域子育て相談センターの子育てひろばに子ども発達センターの職員が向き、発達の中で気になることや疑問に思うことについて、保護者の相談を受ける。

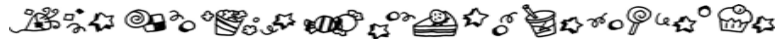
【地域参加支援事業】

子育てひろばなど、地域の子供たちが過ごす場に子ども発達センターの職員が同行し、子供の活動への参加を支援。（子ども発達センターの親子通園を利用している方が対象）

【出張相談事業】

幼稚園、保育園、認定こども園等の依頼を受けて、子ども発達センターの職員が園に訪問し、園児への対応等について相談を受ける。

【豊島区】30年度パオパオ実施予定表



お子さんを遊ばせながら相談できる

パオパオ

言葉が遅い・目が合いにくい・自己主張が強すぎる・指示が通らない・お座り・ハイハイ・足の力が弱い・歩行など、子育てで困っていること、気になることを心理職・理学療法士の専門の先生に相談ができます。予約は必要ありません。当日、受付時間までにお気軽においでください。

平成30年度日程 時間 9:30~11:15 (受付時間 10:00まで)

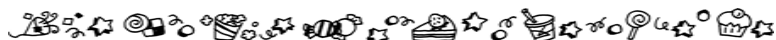
4月 5日 (木)	10月 4日 (木)
5月 17日 (木)	11月 1日 (木)
6月 7日 (木)	12月 6日 (木)
7月 5日 (木)	1月 17日 (木)
8月 なし	2月 7日 (木)
9月 6日 (木)	3月 7日 (木)

場所：西部子ども家庭支援センター 2階 親子遊び広場

専門相談スタッフ：心理職・理学療法士・子ども家庭支援ワーカー

豊島区立西部子ども家庭支援センター

豊島区千早4-6-14 ☎03-5966-3131



【豊島区】30年度あそんで相談日程表



あそんで相談 ことばとからだ



西部子ども家庭支援センター 5966-3131

就学前のお子さんで、ことばが遅い・かんしゃくを起こす・落ち着きがない等、子育てで気になる事・心配なことを下記の区民ひろばで、お子さんを遊ばせながらお話を伺います。予約はいりません。まずはお気軽にお越し下さい。

区民ひろば	時間	日程			
西巢鴨第二	10:00~11:30	4/12(木)	★6/28(木)	11/27(火)	★1/31(木)
南大塚	10:00~11:30	4/19(木)	☆7/19(木)	10/16(火)	3/19(火)
清和第二	10:00~11:30	5/31(木)	☆9/20(木)	★11/29(木)	2/27(水)
豊成	10:00~11:30	5/15(火)	9/18(火)	12/18(火)	2/19(火)
池袋	10:00~11:30	☆5/23(水)	7/24(火)	11/2(金)	3/12(火)
長崎	10:00~11:30	6/25(月)	9/10(月)	11/12(月)	1/21(月)
上池袋	10:00~11:30	7/13(金)	12/14(金)	3/1(金)	
池袋本町	10:30~11:45	5/2(水)	9/5(水)	1/23(水)	
さくら第二	10:00~11:30	6/12(火)	10/23(火)		
高南第二	10:00~11:30	10/30(火)	12/4(火)		
	14:00~15:30	☆2/21(木)			
朋有	10:00~11:30	6/20(水)	1/16(水)		
高松	10:00~11:30	4/25(水)			
南池袋	10:00~11:30	2/13(水)			
千早	10:00~11:30	12/12(水)			

相談スタッフ・・・子ども家庭支援ワーカー・臨床心理士（毎回）

★ 理学療法士・・・寝返り・お座り・ハイハイ・たっち・足の力が弱い・歩行等、運動に関する相談。同行日：6/28・11/29・1/31

☆ 言語聴覚士・・・言葉に関する相談 同行日：5/23・7/19・9/20・2/21

子育てひろば巡回相談事業の実施について

【目的】

障がいの有無に関わらず、地域で子育てをしている保護者が、子どもの発達に関する不安や戸惑いを、身近な場所で気軽に相談することで、子どもの特徴に合った子育ての知識を持ち、自信をもって子育てできるように支援していく。また、地域での相談支援体制を整えることで、障がい等を早期に発見し、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるようにしていく。

【現状と課題】

すみれ教室では、2017年度、子育てひろばに12回訪問し、専門職によるミニ講座等を実施した。その中で、地域で子育てをしている保護者が子育てに不安や戸惑いをもち、子どもの特徴に合った対応についてアドバイスを必要としている様子が伺えた。障がい等の有無が明らかでない場合でも、身近な地域で気軽に相談できる支援体制を整えることが求められている。

【対象】

子育てひろばを利用する、未就園の、0歳から2歳児とその保護者

【内容】

専門的知識を持つ職員が「子育てひろば」を訪問し、子育てをしている身近な場所で、子どもの発達に関する相談を受ける。

【実施方法】

実施回数	各センター3回（計15回）	
担当職種	理学療法士 言語聴覚士 作業療法士	
主な相談内容	理学療法士	歩くことや体全体の運動の発達について
	言語聴覚士	言葉やコミュニケーションの発達について
	作業療法士	生活動作の取り組みや手先の巧緻的な運動の発達について
周知方法	「子育てひろばカレンダー」に掲載を依頼	

子育てひろば巡回相談日程

日程 及び 内容・ 担当者	堺地域		鶴川地域		忠生地域		南地域		町田地域	
	日時	10/15(月) 10:30~11:30	日時	6/11(月) 10:00~11:00	日時	11/6(火)	日時	9/3(月) 10:00~11:00	日時	8/1(水)
対象	1歳児	対象	1歳児	対象	2歳児	対象	1歳6か月~	対象	すももひろば ~7ヶ月	
場所	こうさぎ保育園	場所	鶴川市民センター 和室(一)	場所	山崎保育園	場所	ふれあいもみじ館	場所	健康福祉会館3F (もっこくかん)	
希望	理学療法士	希望	理学療法士	希望	作業療法士	希望	言語療法士	希望	理学療法士	
日時	10/29(月) 10:30~11:30	日時	9/10(月) 10:00~11:00	日時	2/18(月)	日時	9/18(火) 10:00~11:00	日時	2/20(水)	
対象	就学前まで	対象	1歳児	対象	1歳児	対象	0~9か月	対象	いちごひろば 8ヶ月~11ヶ月	
場所	小山市民センター	場所	鶴川市民センター 和室(一)	場所	山崎保育園	場所	金森保育園	場所	健康福祉会館3F (もっこくかん)	
希望	作業療法士	希望	言語療法士	希望	理学療法士	希望	理学療法士	希望	作業療法士	
日時	11/20(火) 9:30~11:30	日時	12/7 10:00~11:00	日時		日時	10/30(火) 10:00~11:00	日時	6/12(火)	
対象	0歳児	対象	2歳児以上	対象		対象	10か月~1.5か月	対象	1~2歳児	
場所	小山市民センター	場所	大蔵保育園 遊戯室	場所		場所	金森保育園	場所	中央学童保育クラブ (町田第一小学校 敷地内)	
希望	言語療法士	希望	作業療法士	希望		希望	作業療法士	希望	言語療法士	

地域参加支援事業について

【目的】

- 障がいや発達に心配を持ったお子さんが、今まで参加できなかった子育て相談センターのひろばや子どもセンター等の事業に参加することで、地域参加への糸口とする。

【現状】

- 今年度、職員が見学を行い年2回の形で、ひろば事業のイベントに参加しやすいお子さんを対象に保護者と共に職員が同行して一緒に参加する取り組みを行ったがお子さんが限定される事と日程が限られているため保護者の日程と合わず、一人も参加することが出来なかった。

【対応と内容】

- グループの活動日に親子グループの担当職員と一緒に、ひろば事業の一環であるプログラムのない参加しやすい園庭開放やお部屋開放等に参加する。
- ひろば等の場所や人に慣れ、グループ単位で行くことで参加する楽しさを伝えイベントへの参加や地域参加への糸口としていく。

【対象者】

- 親子の活動グループ所属の1歳児、2歳児のお子さん

【参加場所】

忠生地域子育て相談センター、南地域子育て相談センター

堺地域子育て相談センター、子どもセンターまあち利用予定

【実施方法】

実施回数	年10回(ひろば事業参加は5回)
参加人数	1回につき概ね10組の親子と職員2～3名程度
流れについて	<p>10:00 施設利用</p> <p>10:55 ペープサート等のお楽しみ (その場にいるお子さんも参加可)</p> <p>11:00 帰宅 (時間については利用する施設に合わせ多少前後します。)</p>
日程について	<p>5月・・・まあち 6月・・・忠生地域</p> <p>7月・・・堺地域 9月・・・忠生地域</p> <p>9月・・・まあち</p> <p>11月・・・まあち 12月・・・堺地域</p> <p>1月・・・南地域 2月・・・まあち</p> <p>・年間を通して5回子育て相談センターの園庭開放、施設開放等に参加させていただく。</p> <p>・次年度のプログラムが出来次第、具体的な日程については直接利用させていただく園と調整をさせていただきたい。</p>
その他	<p>・園庭開放やお部屋開放に伺った時にひろば職員の方に保護者への声掛けなどの対応をお願いしたい。</p> <p>・職員は、徒歩又は自転車、公共交通機関利用等で伺う。</p> <p>・行った先での、けがの場合、保険については、すみれの保険は使用できない為、広場の保険が使用できるか確認したい。</p>

町田市子ども発達センター出張相談事業

1 目的

子ども発達センターが保育所、幼稚園、認定こども園、を訪問し、発達障がい児及び集団の中で様子が気になる子どもが、集団生活において適切かつ効果的にすごせるよう、保育所等からの相談に応じる。

2 対象

対象となる施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園

3 内容

訪問により、発達障がい児及び様子が気になる子どもが適切かつ効果的に過ごせるように、保育所等からの相談に応じる。

- (1) 保育所等から訪問の依頼を受け、クラスを観察、評価し園からの相談に応じる。
- (2) 保護者の依頼や承諾を得て、園に訪問し、対象の子どもを観察、評価し園からの相談に応じる。
- (3) 町田市子ども発達センター利用者の園に訪問し、園からの相談に応じる。

4 実施方法

- (1) 保育所等に、実施の概要を説明し、申し込み書（様式1）を配布する。
- (2) 保育所等からの返信を受け、内容を確認する。
- (3) 訪問は、原則、平日の9時から12時の時間帯とする。曜日及び訪問時間は、保育所等と日程の調整をする。
- (4) 訪問は、原則として一人で応じる。
- (5) 訪問は、子ども発達センターの次に掲げる従事者で行う。
 - ア) 心理、保育士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、保健師
 - イ) その他、事業を実施するために相談・療育担当課長が認める者
- (6) 訪問の回数は、都度相談しながら行う+。
- (7) 特定の子どもへの観察、評価は、保護者の承諾を必要とする。